奈良市移動等円滑化促進協議会の概要

審議会等の名称	奈良市移動等円滑化促進協議会
設置目的、担当事項	移動等円滑化促進方針の作成、基本構想の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行う。
設置根拠法令等	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
設 置 年 月 日	令和元年9月1日
委 員 数	2 5 人
任期	5年
委員構成	(1) 学識経験者
	(2) 福祉関係団体その他関係団体を代表する者
	(3) 公共交通事業者を代表する者
	(4) 公安委員会の職員
	(5) 関係行政機関の職員
	(6) 市長が適当と認める者
公開・非公開の別	原則公開
担 当 課	都市整備部交通バリアフリー推進課